

## 「(仮称)札幌市森林基本方針策定に関する有識者会議」設置要綱

令和 4 年 (2022 年) 3 月 23 日制定 (建設局長決裁)

## (趣旨)

第 1 条 この要綱は、札幌市が策定する「(仮称)札幌市森林基本方針(以下「基本方針」)」について、その内容について専門的な見地からの意見聴取、意見交換を行うことを目的とした「(仮称)札幌市森林基本方針策定に関する有識者会議(以下「有識者会議」)」を設置し、また必要な事項を定めることを目的とする。

2 有識者会議は札幌市附属機関等の設置及び運営に関する要綱における「懇話会」として設置する。

## (意見聴取事項)

第 2 条 有識者会議は、森林整備、木材利用、普及啓発、担い手確保、自然歩道等散策路、森林環境譲与税等、基本方針の内容に関して意見聴取を行うものとする。

2 基本方針の文章や表現等については意見聴取の対象外とするが、必要に応じて意見を求めることができるものとする。

3 市長は、有識者会議の意見を勘案し、基本方針を策定するものとする。

## (委員)

第 3 条 有識者会議は、6 名の委員をもって構成する。

2 委員は、市長が委嘱する。

## (任期)

第 4 条 委員の任期は委嘱のあった日から有識者会議を廃止するまでとする。

2 委員は、その任期中の任務の継続が困難となった場合等は、辞退することができる。

3 前項の場合、当該委員は市長に通知する。

4 委員に欠員が生じた場合、市長は必要に応じて補欠の委員を任命又は委嘱できるものとする。

## (会議の公開)

第 5 条 有識者会議は、基本的に公開とする。ただし、書面による意見聴取の場合等の場合は、結果のみを公開する。

## (委員以外の有識者会議への出席)

第 6 条 市長は必要に応じて委員以外の者を有識者会議に出席させて、意見や説明等を

求めることができる。

(守秘義務)

第7条 委員及び委員以外で有識者会議に出席した者は、職務上知りえた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第8条 有識者会議の事務局は、建設局みどりの推進部みどりの管理課とする。

2 事務局は審議の進行を行うものとする。

(報酬)

第9条 本市の附属機関の委員報酬に準じ、委員の報酬は有識者会議1回につき12,500円とする。ただし、本市の附属機関の委員報酬に変更がある場合はこの限りではない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営等に必要な事項は、市長が有識者会議の意見を勘案して定める。

附 則

この要綱は、令和4年(2022年)3月23日から施行する。